

第4章

分野別の都市づくりの方針

第4章 分野別の都市づくりの方針

4-1 土地利用の方針

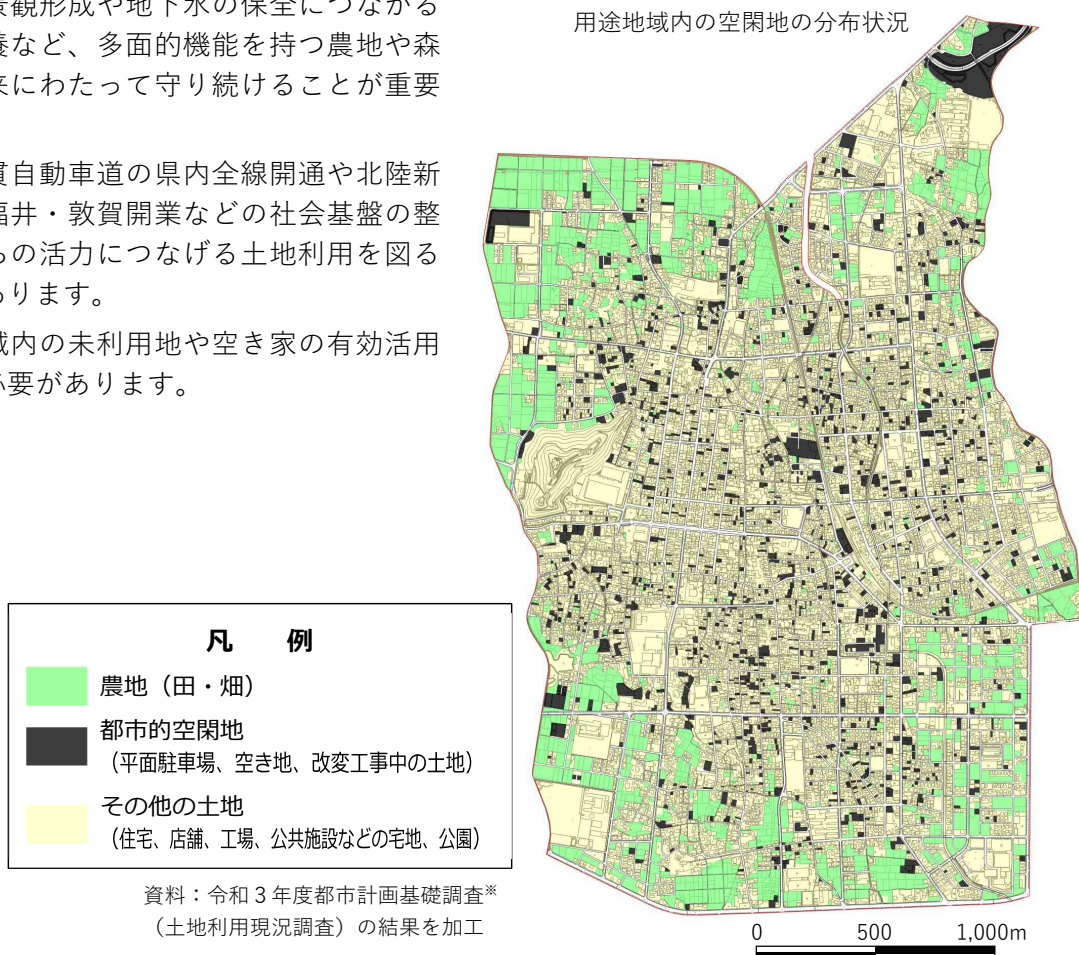
4-1-1 現状

- 本市は県内最大の面積を有し、その約87%を美しく雄大な森林が占めています。
- 多くの都市機能と半数以上の人口が用途地域内に集積し、比較的コンパクトな市街地を形成しています。
- 用途地域外においては複数の地域が存在し、各地域は既存集落とそれぞれ公民館や教育施設などが立地している歴史ある拠点により形成しています。
- 用途地域を除く都市計画区域[※]は、都市機能の郊外への分散を抑制するとともに、自然豊かな田園環境と美しい景観を保全するため、大規模な開発を抑制しています。
- 中部縦貫自動車道や（都）東縦貫線（国道157号バイパス）などの社会基盤の整備に伴い、新たな交通ネットワークが形成されることにより、求められる土地利用が変化することが予想されます。
- 中部縦貫自動車道荒島IC周辺では、道の駅「越前おおの 荒島の郷」や大野市富田産業団地が整備されました。

4-1-2 課題

- 人口減少下において健全な都市を持続させるためには、無駄の少ないコンパクトなまちづくりを推進し、生活の利便性を維持することが必要です。
- 既存集落で住み続けられる生活環境の維持や、伝統文化を保全する必要があります。
- 良好な景観形成や地下水の保全につながる水源涵養など、多面的機能を持つ農地や森林を将来にわたって守り続けることが重要です。
- 中部縦貫自動車道の県内全線開通や北陸新幹線の福井・敦賀開業などの社会基盤の整備をまちの活力につなげる土地利用を図る必要があります。
- 用途地域内の未利用地や空き家の有効活用を図る必要があります。

用途地域内の空閑地の分布状況



4-1-3 方針

(1) 暮らし続けることができるコンパクトなまちづくり

- 住み慣れた地域で住み続けられる暮らしに欠かせない公共交通を確保しつつ、既存の商店街や大規模店舗など幅広い世代が買い物や交流ができる日常生活に必要な機能の維持と充実を進めます。
- 中心拠点における生活サービス機能の維持・充実と、公共交通の利便性向上を図ることにより、居住環境の魅力向上に重点的に取り組み、支援なども含め居住の「ゆるやかな誘導」により市街地の拡散を防止します。
- 大野市総合戦略などとの整合を図りながら、市外への人口流出の抑制や市外からの移住の促進により、持続可能なコミュニティの形成を図ります。
- 空き家・空き地を有効に活用して、地域住民の生活の質の向上や地域活性化に資する場や機会を創出するなど、まちなかに暮らしやすい環境づくりを進めます。



比較的コンパクトな市街地（機能が集積）



七間通り

(2) 田園集落のコミュニティと田園景観の維持

- 独自の伝統や文化を受け継ぎながら大野市の農林業の根幹を支えている田園集落では、暮らし続けることができる生活環境の維持と、農地の保全に努めます。
- 地域活動などを支える地域を担う人づくりや担い手の確保を進め、暮らしを支えるコミュニティを維持します。
- 緑豊かな環境や伝統文化などを活用して、産業や観光の振興により地域の活性化を推進します。

(3) 豊かな自然環境の保全とまちづくりへの活用

- 市域の大部分を占める森林地域、盆地を縁取る里山および広大な田園地域では、大野市の個性を象徴する貴重な自然環境として、保全に努めます。
- 六呂師高原、九頭竜湖、宝慶寺などの周辺地域では、その豊かな自然環境、歴史を生かしたレクリエーションエリアとして魅力強化を図り、まちづくりの資源として活用します。

(4) 中部縦貫自動車道や北陸新幹線の整備をまちの活力につなげる

- 観光や産業による地域の「稼ぐ力」の向上を図るため、来訪者が訪れたいくなるよう、観光スポットや歴史・文化スポット、道の駅などを活用した魅力あるまちづくりを進めます。
- 中部縦貫自動車道の県内全線開通に伴う利便性の向上や、インターチェンジ周辺などの立地特性を生かし、産業団地に魅力ある企業を誘致し、市民の雇用の場の確保と新たな産業の育成に努めます。
- 大都市圏や沿線地域との移動時間が短縮されることから、観光やビジネスの拡大はもとより、移住や二地域居住[※]の場として魅力を感じる都市機能や居住環境の向上を図るなど、移り住みたいと思える土地利用を行います。

(5) 土地や公共施設の有効活用

- 空き家や空き地が点在する地区では、土地の再編・集約化を検討します。
- 土地利用の実態が変化し用途地域による規制誘導と乖離が生じている地域や、新たな幹線道路の建設に伴い土地利用の方針を見直すべき地域などについては、用途地域の指定変更を検討します。
- 公共施設については適切に管理するとともに、見直しと再編を進め、効果的で効率的な活用を図ります。



大野市富田産業団地



建設中の荒島 I C

4-1-4 各ゾーン・エリアの施策展開方針

- 以下の施策展開方針に基づき、安全・安心で快適に住み続けることができる骨格的な地域構造の確立を進めます。

ゾーニング	施策展開方針
市街地ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・大野市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域を中心に市民生活を支える多様な都市機能が集積し、多くの人々が暮らしやすゾーンとして今後とも暮らしやすい都市づくりを進めます。 ・空き地、空き家が点在する地区では、土地の再編・集約化によって接道条件を向上し暮らしやすい街区を形成するなど、地域の実情に合わせたまちづくりを検討します。 ・大野市立地適正化計画に定める居住誘導区域へと緩やかに居住を誘導し、人口密度の維持を図ります。 ・工業系の用途地域では、今後とも特別用途地区※により大規模な集客施設の立地を制限します。 ・土地利用の転換が徐々に進み、用途地域による規制誘導と土地利用の実態に乖離が生じている地域や新たな幹線道路の建設に伴い土地利用の方針を見直すべき地域などでは、用途地域の指定変更や地区計画の導入によるきめ細かな規制誘導を検討します。
田園ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系の保全や水源涵養、洪水防止、ふるさと景観の形成など農地が有する多くの機能が健全性を保ち発揮されるように農業の振興、農村集落の活力維持に努めます。 ・郊外の幹線道路の沿道は今後とも特定用途制限地域※など土地利用の規制誘導策を活用して大型店を始めとする宅地開発を極力規制し、大野らしい心が癒される美しい田園景観を守ります。
森林ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・生態系の保全や二酸化炭素の吸収、土砂災害の防止、水源涵養など森林が有する多くの機能が健全性を保ち続けるように適切な保全、管理に努めます。 ・盆地を包むように取り囲み、大野市民が安らぐふるさと景観に欠かせない景観資源として市街地や田園からの眺望保全に努めます。
自然体験型観光レクリエーションエリア	<ul style="list-style-type: none"> ・六呂師高原周辺は通年型のアクティビティが楽しめるレクリエーションエリアとして機能の充実を促進します。 ・宝慶寺周辺および麻那姫湖周辺は、利用者のニーズを踏まえながら機能の維持、施設の適切な維持管理を行います。

第4章 分野別の都市づくりの方針

4-1-5 各拠点の施策展開方針

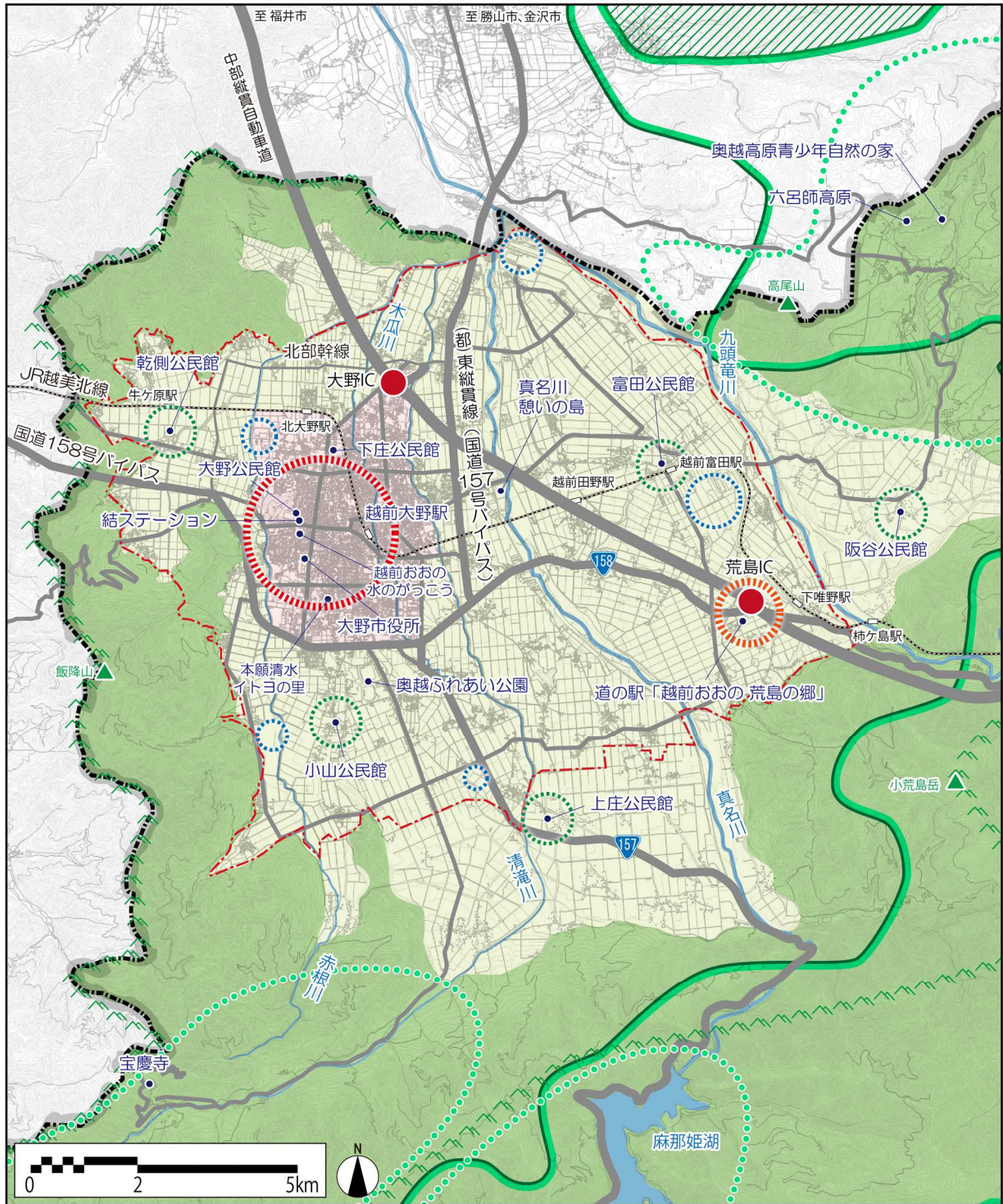
- 以下の方針に基づき、各拠点の機能の維持、強化を進めます。

拠点	施策展開方針
中心拠点 (まちなか)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後とも多数の利用者がなければ立地することが困難な都市機能の立地を確保するため、市域全体からの交通アクセスを確保します。 ・ 結ステーション、越前おおの水のがっこう、市役所庁舎、図書館、歴史博物館、有終公園、結とびあ、JR越前大野駅、本願清水イトヨの里などの施設を巡って散策しやすいように、これらの施設に快適な憩いの空間の確保に取り組みます。 ・ また、七間通り、六間通り、三番通り、五番通り、寺町通りなどを主として沿道の事業者などと協働で「居心地が良く歩きたくなるまちなか^(注)」づくりを進め、市内外の人々が集い、快適に過ごすことができる中心拠点の形成に取り組みます。
広域連携 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の新たな玄関口に立地する道の駅「越前おおの 荒島の郷」では、事業者と協働して、自然を生かした体験や特産品など市の魅力を手軽に体感できる機能の充実に取り組みます。 ・ また、市内観光の起点として各観光地にスムーズに案内する機能^(注)、観光客の滞在時間を延ばす機能の充実など道の駅「越前おおの 荒島の郷」の開駅効果や中部縦貫自動車道の県内全線開通を地域経済の発展につなげる取り組みを進めます。 ・ 道の駅「越前おおの 荒島の郷」は、近隣都市を含め周辺において大規模災害が発生した場合に備え、広域的な救援活動や緊急物資などの配布、復旧活動などの拠点として活用します。
地域生活 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ それぞれの地域の生活利便性や地域コミュニティの活力を維持するため、地域住民などと行政の協働によって、生活サービスや地域福祉、学習・交流、地域マネジメントなどの機能の確保、強化に取り組みます。 ・ 市営バスや乗合タクシー、多様な主体による移動手段など持続可能な方法で、地域生活拠点と各種都市機能が立地する中心拠点への移動手段を確保します。
産業振興 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大野市富田産業団地は、中部縦貫自動車道（令和8年（2026年）春に県内全線開通予定）の荒島ICへのアクセス利便性に優れ、中京方面などへの連絡が強化される好条件を生かし、地域経済の活性化を牽引する産業の集積を促進します。 ・ 中野工業団地は、既存の工場などの操業環境と周辺の住宅地の居住環境の調和を図るため、必要に応じて土地利用の規制誘導の見直しに取り組みつつ、引き続き産業の集積を促進します。 ・ 青島、小山、中据の既存の大規模工場地は、今後とも産業振興を図り、敷地の拡張や隣接区域への関連企業の立地については、周辺の土地利用、環境との調和、災害の防止などに配慮しつつ、適切に誘導します。

(注) 「居心地が良く歩きたくなるまちなか」：一例として道路空間の再配分による歩行空間の拡大とともに、沿道の事業者などと協働で店先と歩行空間を一体的に活用して小休憩しやすい空間を整えることなどが考えられます。具体的な場所や内容は現時点では未定であり、今後、具体的な計画づくりの際に検討を深めます。

なお、大野市は国から「ウォークアブル推進都市」の採択を受けています。

(注) 各観光地にスムーズに案内する機能：一例として看板の設置やマップの配布、ロボホンなどの充実が考えられます。具体的な内容は現時点では未定であり、今後、具体的な計画づくりの際に検討を深めます。



【凡例】




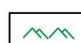


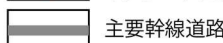




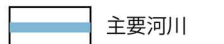






- | | | | |
|--|--|---|--|
|  市街地ゾーン |  中心拠点 (まちなかエリア) |  中部縦貫自動車道・インターチェンジ |  まちを縁取る主要な尾根筋 |
|  田園ゾーン |  広域連携拠点 |  主要幹線道路 |  主要な山頂 |
|  森林ゾーン |  地域生活拠点 |  幹線道路 |  主要河川 |
|  自然体験型観光レクリエーションエリア |  産業振興拠点 |  鉄道・駅 |  国立公園／県立自然公園 |
| |  主要な施設 | |  都市計画区域 |

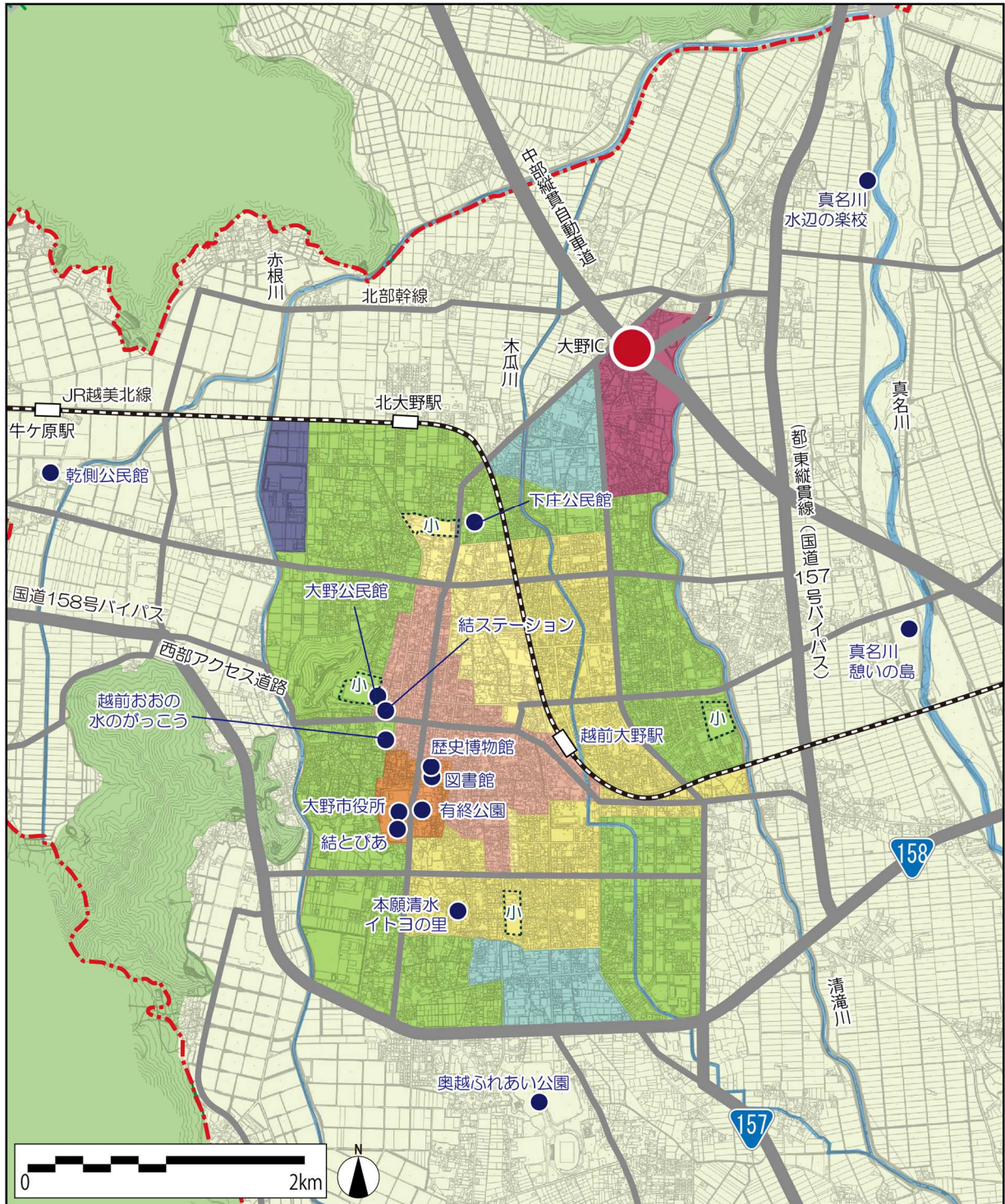
図 各拠点・エリアの配置

第4章 分野別の都市づくりの方針

4-1-6 市街地ゾーンの土地利用配置および施策展開方針

- 市街地ゾーンでは、大野市立地適正化計画に定める都市機能誘導区域において行政機関や商業機能を始めとする各種の都市機能の維持、居住誘導区域への緩やかな居住の誘導による人口密度の維持を図るため、以下の方針に基づき、便利で快適な商業環境、事業しやすい操業環境、暮らしやすい居住環境が調和する市街地の形成を進めます。

	ゾーニング	配置方針および施策展開方針
市街地ゾーン	商業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・個人商店を中心に商業機能が点在する市街地の中心部を商業ゾーンに位置付けます。 ・市街地地域の生活利便性の向上、快適な散策環境の向上のため、市民や観光客が商店街を気軽に訪れ、くつろげる環境をつくるなど、商業地の環境整備を進めます。
	行政サービスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所庁舎、図書館、歴史博物館、有終公園、結とびあなどが立地する区域を行政サービスゾーンに位置付けます。 ・市役所や図書館、結とびあなどに訪れた市民がくつろぎやすく、交流が生まれるような環境整備を進めます。
	一般住宅ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅を主体に商業・業務施設などが立地する便利な住宅地が広がっている商業ゾーンの東側や南側を一般住宅ゾーンに位置付けます。 ・生活道路の改良をはじめ、緑化や防災など、生活環境の向上に重点を置いたまちづくりを進めます。
	専用住宅ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地地域の外縁部のうち戸建て住宅が主体の閑静な居住環境が形成されている区域を専用住宅ゾーンに位置付けます。 ・居住誘導区域内については、民間開発の適正誘導などにより専用住宅地の形成を図ります。
	広域サービスゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の北東部に位置し、福井県の出先機関などが集積する区域を広域サービスゾーンに位置付けます。 ・関係機関と調整を図りつつ、利便性の向上や土地の有効活用に取り組みます。
	住工共存ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の北部および南部に広がっている住宅と工業が混在する区域を住工共存ゾーンに位置付けます。 ・小規模工場の移転跡地などの空き地を利用し、居住環境の改善を図ったり、地区計画制度の活用による居住環境の保護を検討します。
	工業ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の北西部に位置する中野工業団地を工業ゾーンに位置付けます。 ・市の産業振興を牽引する企業誘致を推し進め、住宅の立地などによる住工混在を抑制します。



【凡例】

- | | | | |
|-----------|---------|-------|-------------------|
| 商業ゾーン | 住工共存ゾーン | 主要な施設 | 中部縦貫自動車道・インターチェンジ |
| 行政サービスゾーン | 工業ゾーン | 小学校 | 主要幹線道路 |
| 一般住宅ゾーン | 田園ゾーン | | 幹線道路 |
| 専用住宅ゾーン | 森林ゾーン | | 鉄道・駅 |
| 広域サービスゾーン | | | 主要河川 |
| | | | 都市計画区域 |

図 市街地ゾーンのゾーニング方針

第4章 分野別の都市づくりの方針

4-2 交通ネットワークづくりの方針

4-2-1 現状

- 中部縦貫自動車道永平寺大野道路が平成29年（2017年）7月に全線開通しました。
- 中部縦貫自動車道大野IC～勝原IC間が令和4年度（2022年度）、勝原IC～九頭竜IC間が令和5年（2023年）秋の開通に向けて着実に工事が進められているとともに、九頭竜IC～油坂出入口（仮称）間も令和8年（2026年）春の開通に向けて工事が進められています。
- 福井市中心部と本市を結ぶ国道158号境寺・計石バイパスの整備や、一般県道皿谷大野線（（都）中保中野大橋線）の整備が進められています。
- 橋梁や道路舗装、消雪施設などの道路施設の老朽化や劣化が進んでいます。
- 市民や来訪者の移動に必要な公共交通を維持するため、JR越美北線の利用促進や、広域路線バスの運行支援を行っています。
- 市民の日常生活を支える移動手段として、まちなか循環バスや市営バス、乗合タクシーを運行しています。
- 長期未着手となっている都市計画道路が複数存在しています。

4-2-2 課題

- 中部縦貫自動車道の早期県内全線開通や、国道158号境寺・計石バイパス、（都）中保中野大橋線の早期完成が求められています。
- 老朽化や劣化が進んでいる道路施設について、補修や更新に係る費用の増大が懸念されます。
- 子どもたちが安全に通学や活動ができるように、通学路や園外活動箇所（散歩道）の安全確保が必要です。
- 市民の健康づくりや観光客のまち歩き、脱炭素型社会の実現のため、歩きたくなる道路空間の創出や自転車利用環境の整備をする必要があります。
- 公共交通を維持するため、関係者が連携して利用促進や利便性の向上を図るとともに、自家用車に過度に頼らない市民意識の醸成が必要です。
- 観光客が市街地ゾーン内の観光施設をはじめ、その他の観光拠点をスムーズに回遊できる交通ネットワークが必要です。
- 長期未着手となっている都市計画道路は、計画の決定時とはさまざまな条件が変化していることから、その必要性や役割を再検証する必要があります。

4-2-3 方針

(1) 広域的な連携を強化する幹線道路の整備促進

- 中部縦貫自動車道や国道 158 号などの整備を促進することにより、中京圏や周辺都市と連絡する広域的なネットワークの構築を図ります。
- (都) 中保中野大橋線などの整備を促進し、来訪者や郊外からの市街地ゾーンへのアクセス性の向上を図ります。
- 幹線道路の計画的な維持管理や橋梁の長寿命化など、安全で快適な道路施設の機能を維持します。



整備中の中部縦貫自動車道（大野ICから荒島IC方面を望む）

(2) 市街地ゾーンと各拠点を連絡する道路や生活道路の整備、維持

- 道路の改良や新設については、役割や整備効果を十分に検討した上で実施の可否について慎重に判断することにより、効果的で効率的な道路づくりを行います。
- 田園集落での生活を支えるため、市街地ゾーンと地域生活拠点などを結ぶ道路は機能の強化を図ります。
- 生活道路や通学路などは、利便性や安全性の確保など道路ごとに担う役割を果たすための取り組みを推進します。
- 道路施設の維持については、新技術の活用を含め、長寿命化や耐久性の向上を計画的に行い、財政負担の軽減と平準化を図ります。

(3) 徒歩や自転車で移動しやすい道路ネットワークの形成

- 中心拠点において、事業者などと連携して歩きたくなる道路空間を創出し、既存の駐車場を起点とした、まちなかを散策しやすい環境づくりに努めます。
- 安全に通行できる歩行空間の確保と併せ、自転車利用環境の整備^(注)も行うことにより、誰もが徒歩や自転車で移動しやすい環境を形成します。

(注) 自転車の利用環境の整備：例えば、道路空間の再配分による自転車レーンやピクトグラムの表示、駐輪場の整備、自転車利用促進に関する情報発信、イベント開催などが考えられます。具体的な内容は個別計画に基づき決定し、進めます。

(4) 公共交通の維持と機能強化

- 事業者と関係機関、関係団体が連携し、利便性向上のための施策や利用促進に向けた支援などを行い、JR越美北線や広域路線バスを維持します。
- まちなか循環バスや市営バス、乗合タクシーの運行効果を継続的に検証するとともに、利用者のニーズやICTの活用の検討を含め、利用しやすい公共交通へと見直しを図ります。
- 日常生活における市民の積極的な利用を喚起し、将来にわたって持続可能な公共交通の実現を図ります。



まちなか循環バス
(越前大野駅停車場)

(5) 観光客の回遊性を高める交通システムの構築

- 新たな玄関口となる道の駅やインターチェンジからまちなかや市内の観光地への誘導、観光地間相互の案内など、スムーズに市内を回遊できるよう道路機能の強化を進めます。
- 徒歩や自転車、公共交通を活用して、豊かな自然環境を感じ、大野らしい景観を楽しみながら移動できる交通システムについて検討します。
- 隣接する勝山市や岐阜県郡上市などと連携し、広域観光ルートの開発に努めます。

(6) 長期未着手都市計画道路の見直し

- 長期未着手となっている都市計画道路は、社会情勢や都市構造の変化に伴う路線の役割の変化や整備効果などを踏まえて、整備の必要性を再検証し、路線の廃止や変更などの見直しを行います。



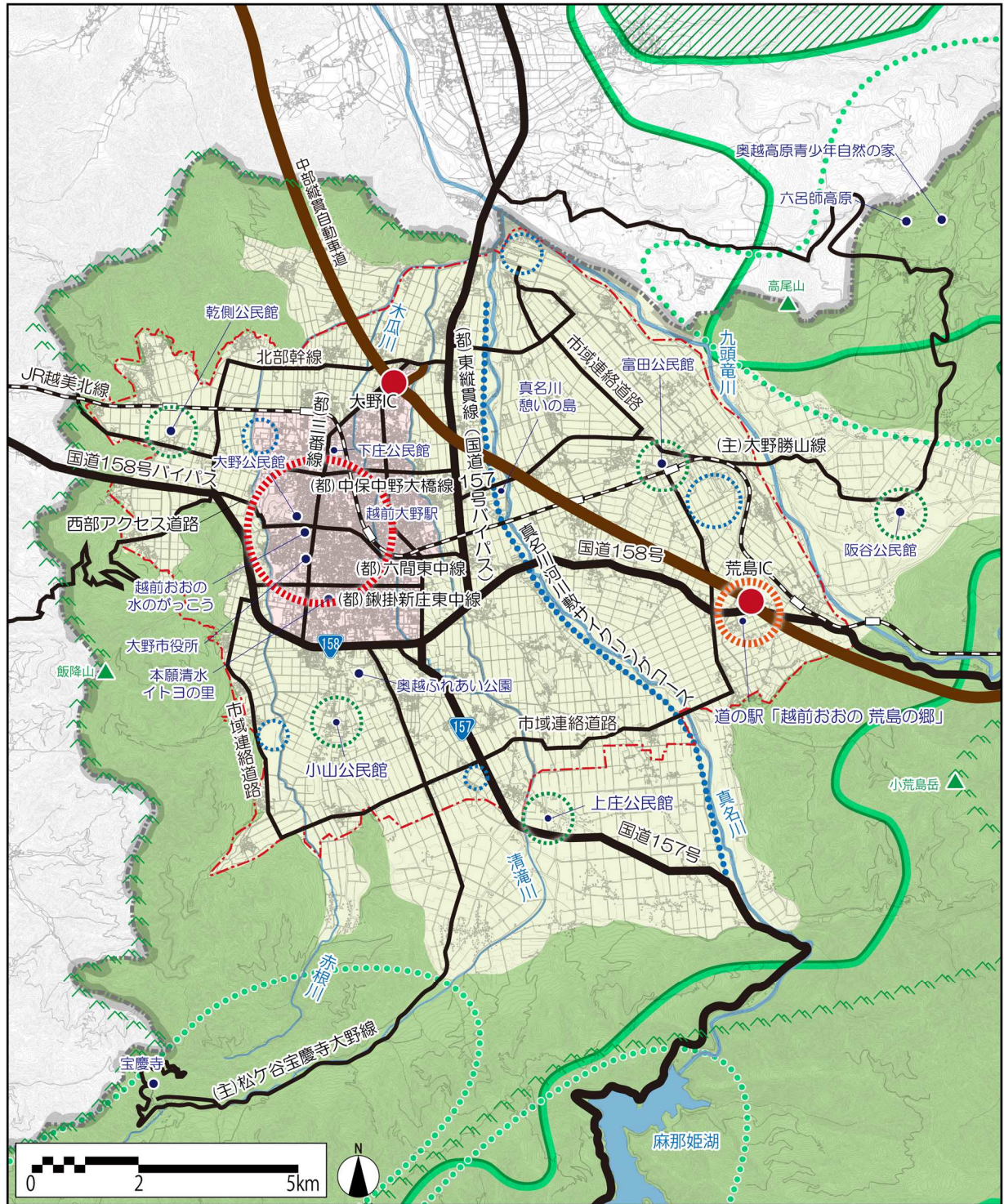
長期未着手の都市計画道路

4-2-4 幹線道路のネットワーク構成

- 以下の幹線道路ネットワークの形成方針に基づき、市民や市外から訪れる人々に安全で便利な道路ネットワークの形成を進めます。

位置付け	該当する路線	ネットワーク形成方針
高規格道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中部縦貫自動車道 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中京圏とのアクセス性が飛躍的に高まる中部縦貫自動車道の着実な整備促進を図ります。
主要幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国道 157 号 ・ * 市街地周辺では（都）東縦貫線（国道 157 号バイパス） ・ 国道 158 号 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東西方向、南北方向の骨格道路を担い、周辺都市と連絡する国道は、円滑な交通処理機能、災害に強い地域間連絡機能を確保します。
幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域連絡道路 ・ 北部幹線 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市域連絡道路および北部幹線によって田園ゾーンに環状の道路を配置し、各地域間の交流と連携を強化します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・（都）中保中野大橋線 ・（都）六間東中線 + 西部アクセス道路（国道 476 号） ・（都）鋤掛新庄東中線 ・（都）清滝線 ・（都）三番線（北部幹線以北を除く） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地ゾーンの東西方向、南北方向の幹線道路網を確立し、郊外から市街地ゾーンの主要施設などへのアクセスを容易にします。
	<ul style="list-style-type: none"> ・（主）大野勝山線（市街地ゾーン～六呂師高原） ・（主）松ヶ谷宝慶寺大野線（市街地ゾーン～宝慶寺周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市街地ゾーンと六呂師高原など自然体験型観光レクリエーションエリアを連絡するアクセス道路の機能を維持します。
自転車道	<ul style="list-style-type: none"> ・ 真名川河川敷サイクリングコース 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 観光交流、健康増進につながるサイクリングコースの機能維持、有効活用を図ります。

第4章 分野別の都市づくりの方針



【凡例】

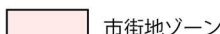

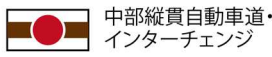
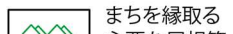


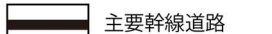
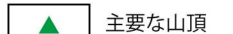

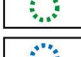
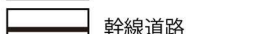
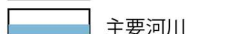


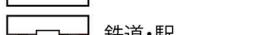


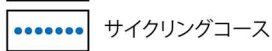

- | | | | |
|--|--|--|--|
|  市街地ゾーン |  中心拠点 (まちなかエリア) |  中部縦貫自動車道・インターチェンジ |  まちを縁取る主要な尾根筋 |
|  田園ゾーン |  広域連携拠点 |  主要幹線道路 |  主要な山頂 |
|  森林ゾーン |  地域生活拠点 |  幹線道路 |  主要河川 |
|  自然体験型観光レクリエーションエリア |  産業振興拠点 |  鉄道・駅 |  国立公園／県立自然公園 |
| |  主要な施設 |  サイクリングコース |  都市計画区域 |

図 幹線道路のネットワーク方針

4-2-5 市街地内の幹線道路・補助幹線道路のネットワーク構成

- 以下の市街地内の幹線道路・補助幹線道路のネットワークの形成方針に基づき、市街地を移動する市民や市外から訪れる人々に安全で便利な道路ネットワークの形成を進めます。

位置付け	該当する路線	ネットワーク形成方針
幹線道路	【東西軸】 ・(都) 中保中野大橋線 ・(都) 六間東中線 + 西部アクセス道路 ・(都) 鍬掛新庄東中線 【南北軸】 ・国道 157 号 (市街地ゾーン) および (都) 清滝線 ・(都) 三番線 (北部幹線以北を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地ゾーンの東西方向、南北方向の幹線道路網を確立し、郊外から市街地ゾーンの主要施設などへのアクセスを容易にします。 ・市街地ゾーンを訪れる市外客のイメージを高め、期待感を抱かせる景観づくりを重視した道路整備に取り組みます。 ・大野インターチェンジから市街地ゾーンへの交通は、分散導入させることにより、混雑の低減を図ります。
補助幹線道路	【東西方向】 ・(都) 中野友江線 ・(都) 上中野赤根線 ・(都) 石灯笼線 ・(都) 七間線 ・(都) 駅前清滝線 ・(都) 明治公園線 【南北方向】 ・(都) 上中野線 + (都) 六間東中線 ・(都) 春日線 ・(都) 向島線 + (都) 善導寺線 ・(都) 駅東線 ・(都) 上神明明治線 ・(都) 中挟美里線	<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路と一体となって市街地ゾーンの交通ネットワークを形成し、各地域の主要な道路としての役割を担う補助幹線道路を適切に配置します。 ・長期未着手の都市計画道路のうち、補助幹線道路については、整備の必要性を再検証し、路線の廃止や変更など見直しを行います。
中心拠点	・散策ルート (城下町の七間通り、六間通り、本町通り、五番通り、寺町通り、横町通りなど)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や観光客などが快適に散策できるように「居心地よく歩きたくなるまちなか」づくりに努めます。
駐車場	・結ステーション多目的広場駐車場 ・城下町東広場駐車場 ・城下町南広場駐車場 ・城下町西広場駐車場	<ul style="list-style-type: none"> ・快適にまちなかを散策できるように城下町の周辺に配置した駐車場に自動車交通を円滑に誘導します。

第4章 分野別の都市づくりの方針



【凡例】

- | | | |
|---|--|--|
|  中部縦貫自動車道・インターチェンジ |  大規模駐車場 |  鉄道・駅 |
|  主要幹線道路 |  主要河川 |  都市計画区域 |
|  幹線道路 | | |
|  補助幹線道路 | | |

※整備済み・事業中の道路は実線、未整備道路は破線で表示

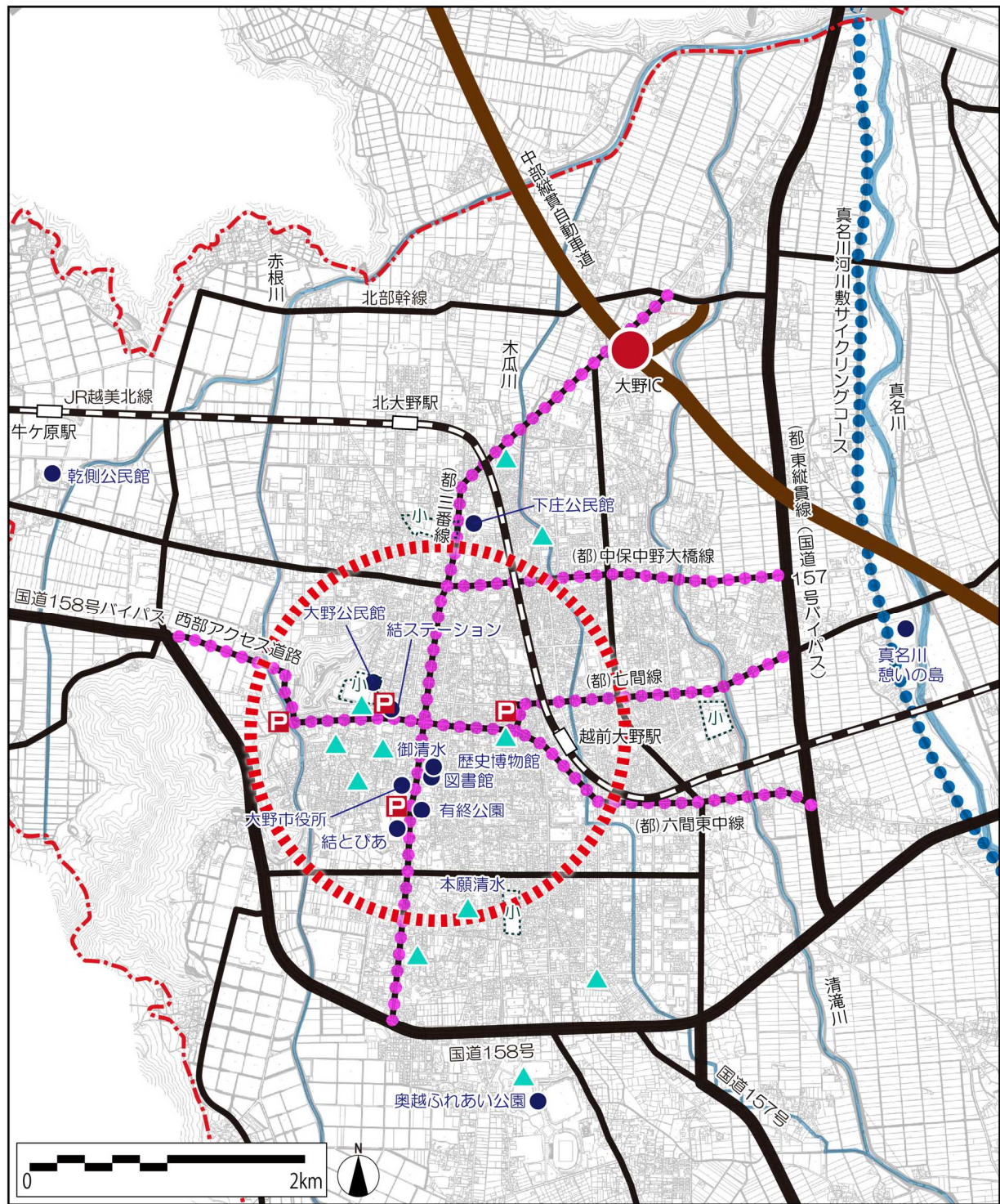
図 市街地ゾーンの道路ネットワーク方針

4-2-6 市街地へのアクセスルートとなる幹線道路・補助幹線道路のネットワーク構成

- 以下の市街地内の幹線道路・補助幹線道路のネットワークの形成方針に基づき、安全、快適で良好な景観のアクセスルートの形成を進めます。

位置付け	該当する路線	ネットワーク形成方針
幹線道路	【東西軸】 ・(都) 中保中野大橋線 ・(都) 六間東中線 + 西部アクセス道路 【南北軸】 ・(都) 三番線 (北部幹線以北を除く)	・市街地ゾーンを訪れる市外客のイメージを高め、期待感を抱かせる景観づくりを重視した道路整備に取り組みます。 ・大野インターチェンジから市街地ゾーンへの交通は、分散導入させることにより、混雑の低減を図ります。
補助幹線道路	【東西方向】 ・(都) 七間線	・市街地ゾーンと真名川河川敷サイクリングコースを結ぶ路線については、安全面に配慮しつつ自転車利用環境の整備を検討します。
駐車場	・結ステーション多目的広場駐車場 ・城下町東広場駐車場 ・城下町南広場駐車場 ・城下町西広場駐車場	・快適にまちなかを散策できるように城下町の周辺に配置した駐車場に自動車交通を円滑に誘導します。

第4章 分野別の都市づくりの方針



【凡例】

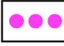








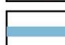


- | | | | |
|---|---|--|--|
|  アクセスルートにふさわしい道路づくり |  中部縦貫自動車道・インターチェンジ |  主要な施設 |  都市計画区域 |
|  大規模駐車場 |  主要幹線道路 |  主な湧水ポイント | |
|  歩行空間の充実(まちなかエリア) |  幹線道路 |  主要河川 | |
|  自転車空間の充実(サイクリングコース) |  鉄道・駅 | | |

図 市街地ゾーンへのアクセスルートとなる道路ネットワーク方針

4-3 公園・緑地づくりの方針

4-3-1 現状

- 市街地とその周辺では、計画的に整備された公園が位置し、その多くが災害時の指定緊急避難場所に指定されています。
- 越前大野城のある亀山公園は、市のシンボルとして市民に親しまれています。
- 奥越ふれあい公園は、憩いやスポーツ、レクリエーションの場として、多くの市民や来訪者が利用しています。
- 昭和40年代から50年代（1965年（昭和40年）から1984年（昭和59年））に整備された都市公園が全体の半数以上を占めるなど、施設の老朽化が進行しています。
- 御清水や本願清水を始めとする湧水地が観光スポットとして整備されており、地域を特徴付ける資源として活用されています。
- 森林ゾーンや田園ゾーンでは、大野市の魅力の一つである緑豊かな環境を形成しています。

4-3-2 課題

- 大野市らしさを形成する公園・緑地を保全するとともに、利用者のニーズを踏まえた魅力の強化が重要です。
- 公園・緑地は、市民の暮らしの快適性を高めるため、有効活用されるよう機能の充実や適切な維持管理が重要です。また、公園は災害時の指定緊急避難場所として、防災・減災機能の付加についても検討が必要です。
- 公園施設については、適正化や長寿命化を図るとともに、維持管理費を削減する必要があります。

4-3-3 方針

(1) 大野市の個性、特徴となる公園・緑地の保全、魅力の向上

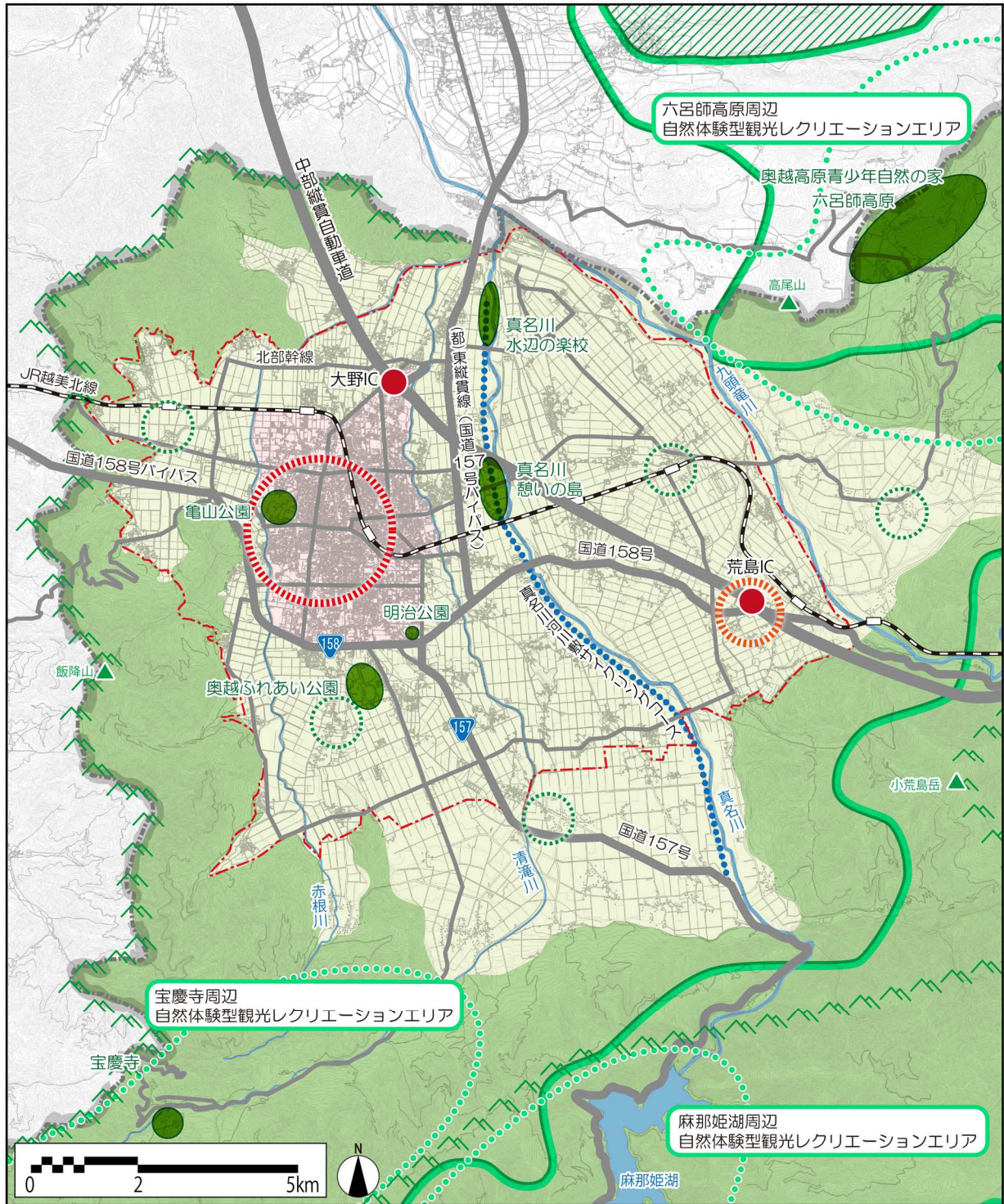
- 荒島岳、飯降山などから構成される盆地を縁取る主要な山並みや農村風景は、良好な景観要素であることから、農林業者などと連携して保全に努めます。
- 六呂師高原や九頭竜国民休養地、宝慶寺周辺などは、良好な景観や周辺の自然環境に配慮しつつ、魅力ある自然体験型観光レクリエーション拠点を目指します。
- 市街地ゾーンの緑の核である亀山公園（風致公園[※]）は、豊かな自然や歴史が感じられる憩いの場として保全するとともに、周辺施設と連携したまちなかのにぎわい創出に取り組むなど、多様な機能を生かせるよう魅力を高めます。
- 奥越ふれあい公園（総合公園[※]）は、奥越地域で暮らす人々が緑に親しみ、憩いやスポーツ・レクリエーションの場として利用できるように適切に管理するとともに、利用者のニーズにあった機能の付加や魅力の向上について検討します。



六呂師高原



奥越ふれあい公園



【凡例】

- | | | | |
|------------------|------------------------|-------------------|-----------------------|
| 主な公園・緑地 | 市街地ゾーン | 中心拠点
(まちなかエリア) | 中部縦貫自動車道・
インターチェンジ |
| 国立公園／
県立自然公園 | 田園ゾーン | 広域連携拠点 | 主要幹線道路 |
| まちを縁取る
主要な尾根筋 | 森林ゾーン | 地域生活拠点 | 幹線道路 |
| 主要な山頂 | 自然体験型観光
レクリエーションエリア | 鉄道・駅 | サイクリングコース |
| 主要河川 | | | 都市計画区域 |

図 盆地地域における公園・緑地づくりの方針

(2) 市街地における暮らしを豊かにする公園・緑地の確保、適切な維持管理

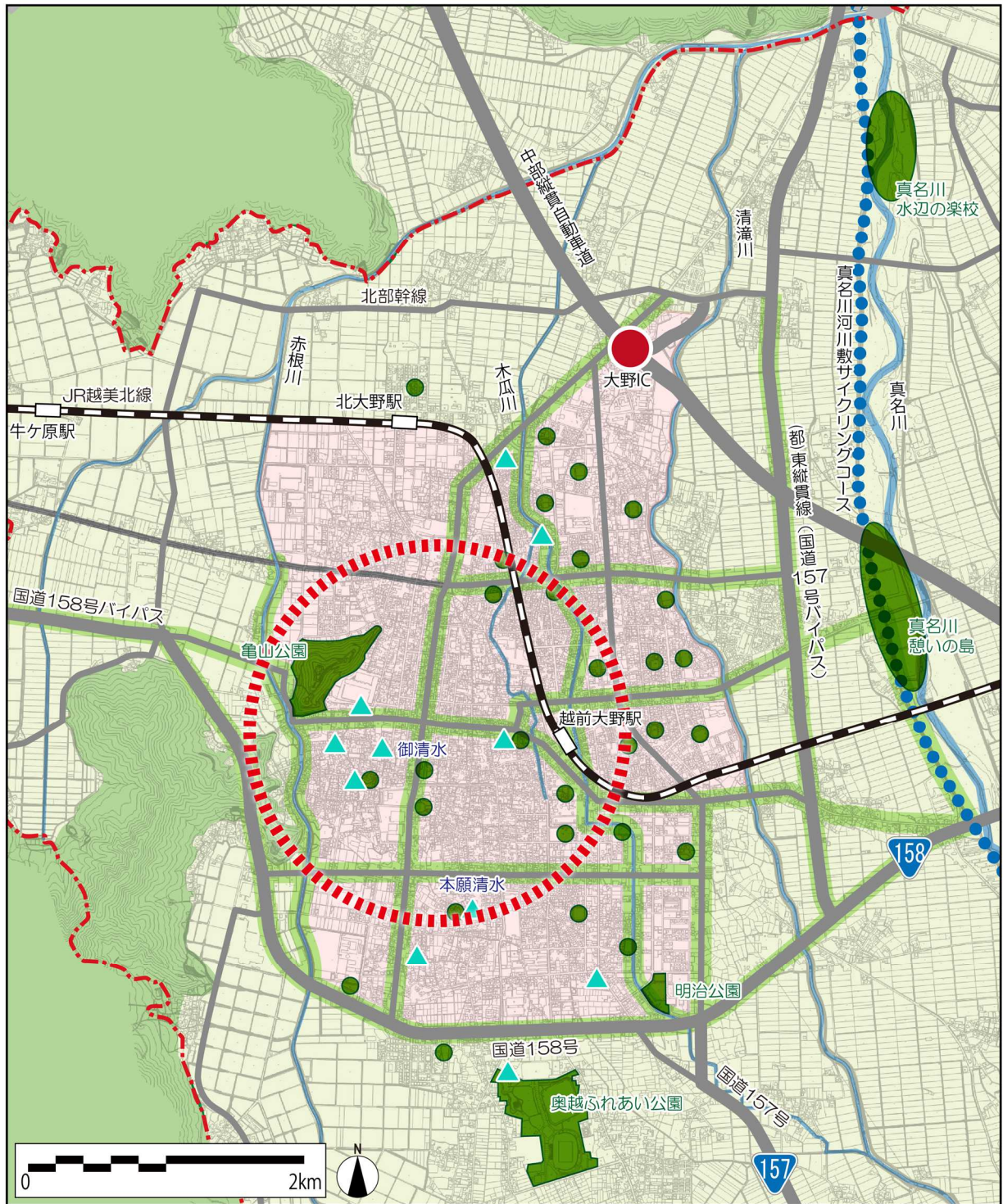
- まちなかでは公園が少ないことから、既存の広場を活用するとともに、周辺住民の暮らしの向上を図るため、空き地を活用し、気軽に交流できる空間の創出や冬期の堆雪場の設置などを検討します。
- 都市公園は日常利用だけでなく、災害時発生時の指定緊急避難場所として効果を発揮するよう適切に維持管理するとともに、防災・減災機能の付加について検討します。
- 公園施設は、安全に利用し続けることができるように、安全性の確保とライフサイクルコストの縮減の観点から、予防保全的管理により長寿命化対策に取り組みます。
- 湧水地や身近な親水空間である赤根川や木瓜川などの河川沿いの環境整備を図るとともに、中心拠点へのアクセスルートでは、街路樹の保全や市民の協力のもと沿道でのプランターによる緑化などを行うことにより、水と緑のネットワークの充実を図ります。



亀山公園



まちなかの緑地・広場
(結ステーション)



【凡例】

主な公園・緑地	市街地ゾーン	中部縦貫自動車道・インターチェンジ	サイクリングコース
水と緑のネットワーク	田園ゾーン	主要幹線道路	都市計画区域
主要河川	森林ゾーン	幹線道路	
主な湧水ポイント	中心拠点 (まちなかエリア)	鉄道・駅	

図 市街地ゾーンにおける公園・緑地づくりの方針

4-4 景観づくりの方針

4-4-1 現状

- 平成18年（2006年）に景観行政団体となり、大野市景観計画※に基づき、良好な景観形成とまちづくりを積極的に進めています。
- 近年、人口減少や住宅地の郊外化が進み、まちなかに空き家・空き地が増えたことにより、街並みが途切れた状態となっています。
- 七間通りや寺町通りなどの観光ルートにおいて、電柱や電線が景観を阻害する一因となっています。
- 市街地周辺には田園が広がり、その周囲を緑豊かな山並みが連なる美しい盆地景観が形成されています。
- 屋外広告物はまちの景観を構成する大切な要素であることから、大野市屋外広告物条例※に基づく基準や規制により、良好な景観形成に努めています。

4-4-2 課題

- まちなかでは、越前大野城への眺望景観をはじめ、寺町通りに代表される趣を感じる街並み景観など、大野の歴史と文化が蓄積された景観の保全、整備が必要です。
- 盆地を縁取る山並みや、盆地に古くから点在する農村は、良好な景観を形成していることから、景観法※や大野市屋外広告物条例などにより保全するとともに、活用について検討する必要があります。
- 星空やライトアップされた越前大野城など夜景の美しさを楽しめるように、屋外における照明の方法や方向などに配慮する必要があります。



福井市側から大野盆地に入る玄関口の眺望

4-4-3 方針

(1) 歴史・文化が感じられる街並み景観の保全、整備

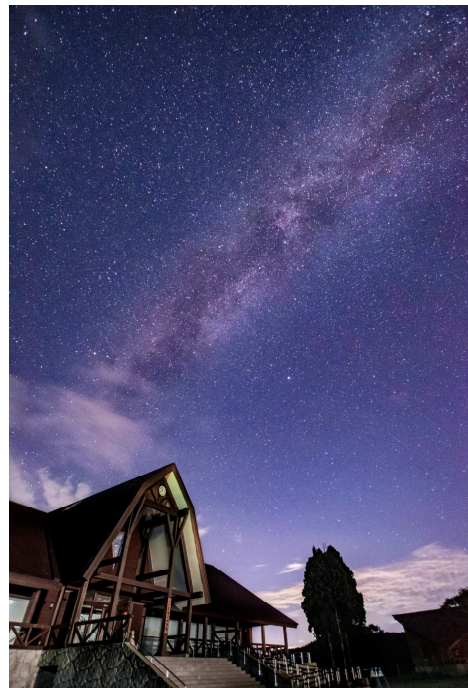
- まちなかにおいては、町家などを保全するとともに、歴史的な街並みに調和するような建物づくりを促進します。
- 空き家や空き地については、所有者に対して適切な維持管理を促し、良好な街並み景観の形成を進めます。
- 多くの住民や来訪者が行き交う通りでは、屋外広告物は景観と調和するよう指導などを行うとともに、沿道の景観資源として活用することにより、にぎやかさや個性豊かな景観の形成を図ります。
- 越前大野城への眺望や歩いて楽しめるよう歩行空間に配慮した景観形成を進めるため、まちなか観光ルートなどにおける無電柱化を検討します。

(2) 盆地を縁取る山並み景観、農村景観の保全、演出

- 緑豊かな山々に囲まれ、美しい田園が広がる大野らしい景観を守るため、大規模な開発は極力避けるとともに、農業施策と連携して良好な農地の保全に努めます。
- 景観法に基づく行為の制限などを行い、歴史資産や荒島岳、越前大野城など、地域を象徴するものへの眺望を保全します。
- 大野市と他地域を広域的に結ぶ中部縦貫自動車道などの幹線道路の沿道は、緑豊かな資源を生かした景観形成を進めます。
- 広域連携拠点周辺は、新たな東の玄関口として来訪者を意識した美しい景観形成を進めるとともに、福井市方面からの玄関口である国道158号バイパスは、無電柱化を促進するなど亀山を中心とした大野らしい景観形成を進めます。

(3) 美しい星空の保護・保全

- 「日本一美しい星空」に選ばれた星空を守るため、南六呂師地区において光害がない暗く美しい夜空を保護・保全する取り組みを進め、星空保護区の認定を目指します。
- 市内の公共施設については、順次、光害への影響に配慮した照明への置き換えを進めていくとともに、今後整備される民間の施設についても、星空を保護する照明計画とするよう促すなど協力を求めます。
- 市民に対して光害への啓発活動を行い、美しい星空の保護・保全を全市的な取り組みに広がります。



南六呂師地区の星空

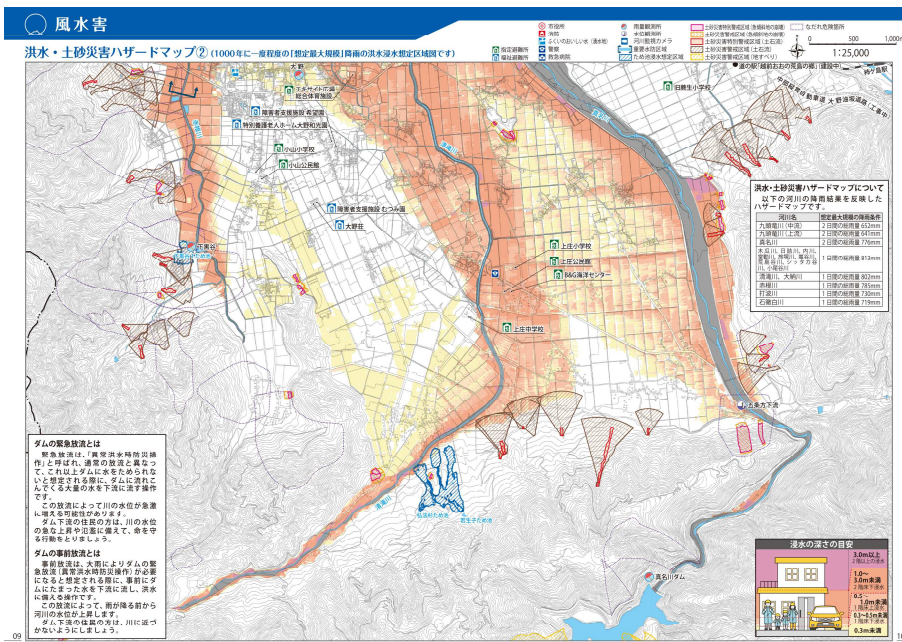
4-5 災害に強いまちづくりの方針

4-5-1 現状

- 豪雨による河川の氾濫や土砂災害が全国で多発していますが、大野市では「大野市総合防災マップ（以下、「ハザードマップ※」と表記する）」において居住区域の大半で洪水による浸水被害の可能性があるとしてされています。
- 昭和56年（1981年）5月以前に旧建築基準で建築された木造住宅については、耐震化の現状把握が十分ではありません。
- 人口減少や高齢化の進行などにより、管理不全な空き家が増加しています。
- 冬期の除雪作業については、担い手である除雪機械オペレーターの不足が顕在化しています。また、高齢化などにより、自ら屋根雪下ろしをできない世帯が増加しています。
- 大規模な災害に備えるためには、避難路の充実や救援物資の輸送路の整備など都市基盤の整備とともに、市民自らの災害に対する意識の向上と自助・共助による取り組みの重要性が高まっています。

4-5-2 課題

- 近年、激甚化・頻発化する豪雨災害に対応するため、河川の氾濫をできるだけ防ぐ、または減らすための対策が必要です。
- 自然災害から市民の生命を守るため、地域における防災力の強化が求められます。
- 冬期間の安全で安心な道路交通を確保するため、持続可能な道路除雪体制の構築が必要です。
- 安全・安心な生活環境を形成するため、地域や事業者による屋根雪下ろしや建築物の耐震化・不燃化などが必要です。
- 自らの命を守るための備えや適切な避難行動をとれるように、一人ひとりの防災意識の向上が必要です。
- 管理不全な空き家に対応するため、空き家化の未然防止や改善が図られない危険な空き家などへの対策が必要です。



大野市総合防災マップ
(ハザードマップ)

4-5-3 方針

(1) 自然災害に対応する土地利用の方針

- あらゆる関係者（国や県、流域市町、地域住民など）が協働して流域全体で行う総合的かつ多層的な水災害対策を行う「流域治水」に取り組みます。
- 赤根川と清滝川については、早期に河川の改修に着手するよう県に働きかけ、豪雨による災害の未然防止を促進します。
- 災害危険区域などの災害リスクに関する土地情報の発信とともに、立地適正化計画と連携して、災害リスクの低い土地への居住の誘導などを促進します。
- 流雪溝や機械による除雪体制を維持するなど、積雪期における円滑な道路交通を確保し、雪に強いまちづくりを推進します。

(2) 防災力の向上

- 公共施設や避難拠点などにおいて、国土強靱化計画と整合性を図りつつ、防災力の強化につながる再生可能エネルギー利用設備の導入を検討します。
- 建物が密集するまちなかの商業地は、地震による倒壊や火災の発生と延焼による被害の拡大を防止するため、建築物の耐震化と不燃化を誘導します。
- 所有者に対して、空き家化の未然防止と適正な管理の徹底を呼び掛けるなど、空き家対策を推進します。
- 公園や緑地が少ないまちなかでは空き地を活用して、オープンスペース*や身近な堆雪場などの確保を検討します。
- 円滑な救援活動と物資の輸送を行うための幹線道路の整備を促進し、防災ネットワークの形成を進めます。
- 冬期間の安全で安心な生活環境を形成するため、除雪機械のオペレーター育成の支援や地域の取り組みによる屋根雪下ろしなど担い手の確保に取り組み、雪に強い体制づくりを推進します。



防災道の駅における訓練の様子

(3) 自助・共助による取り組みの推進

- ハザードマップなどにより洪水や土砂災害など地域の災害リスクの周知を図り、適切な避難行動をとれるように市民一人ひとりの防災意識の向上を促進します。
- 自主防災組織による地域防災マップの作成や、避難支援プランの作成を促進し、地域で支援する共助の体制づくりを構築します。
- 先進的なデジタル技術を活用し、災害情報の速やかな提供とともに、安全な避難行動を支援するなど、新たな災害対応への取り組みを検討します。



地域住民が参加する防災訓練

4-6 健全な水循環によるまちづくりの方針

4-6-1 現状

- 大野市では、現在でも市街地の多くの家庭で、直接地下水をくみ上げて生活用水に利用している他、農業や工業、食品加工業などにも地下水が利用されるなど、水と共生する地域特有の水文化を育み地域を発展させてきました。
- 大野盆地では、市街地の拡大に伴い宅地や道路などの不浸透域が拡大しています。また、水稻の作付面積が、米の需給に応じた生産調整により減少し、貯留・涵養機能が低下していると推測されます。さらに、森林は担い手不足や林業の収益性の低下により必要な整備や適切な維持、保全が行われないなど、水源涵養機能が低下していると推測されます。
- 伊勢湾台風や奥越豪雨など過去の水害などを教訓として、排水機能を重視したコンクリートを多用する河川整備により治水対策が進められた結果、洪水リスクは軽減されましたが、自然豊かな水辺や生物多様性は失われつつあります。
- 公共用水域の水質保全を目的として、公共下水道や農業集落排水などの污水处理施設の整備が進められていますが、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽を合わせた水洗化率は46.8%（令和3年度末（2021年度末））にとどまっています。

4-6-2 課題

- 山林や農地が有する多面的機能の持続的な発揮に向けた取り組みとして、市域の多くを占める森林での計画的な整備と適切な保全の推進や農地での地域の共同による農地維持活動の促進や水田の地下水涵養機能を高度に発揮させる取り組みが必要です。
- 河川や湧水地などの水辺空間を都市施設の一部と捉え、まちと緑と水辺が融合した良好な空間を生かしたまちづくりを推進する必要があります。
- 水資源の有効利用を図り、併せて地下水涵養や河川などへの雨水の集中的な流出の抑制に寄与することを目的として、雨水の有効利用を推進する必要があります。
- 市街地の河川などの美化や水洗化率の向上による公共用水域の水質保全など、九頭竜川の最上流部に住む者として、きれいな水を下流へ送るという重要な責務を果たす必要があります。



冬季湛水

4-6-3 方針

(1) 水循環に配慮した土地利用の方針

- 地下水の涵養源となる森林や農地を保全するため、ICTやAIなどの新技術を活用した林業・農業を促進するとともに、山間部や農村部における大規模な開発を抑制するなど、山林や農地が有する多面的機能の健全な発揮を図ります。
- 市街地における居住環境の向上や用途地域の見直しなどにより、無秩序な市街地の拡散を抑制し、不浸透域の拡大の抑制を図ります。また、市街地における雨水の貯留・涵養の推進により、健全な水循環の維持または回復を図ります。
- 河川環境の美化に取り組むとともに、多自然型川づくりなどを推進し、河川が本来有している自然環境や景観などの機能を保全・創出するなど環境に配慮した河川整備や維持管理に努めます。
- 土地の改変などが地下水の涵養や流出に影響を与えるおそれがある場合は、地下水の水質と水量の保全の観点から、事前に影響予測調査などを行い、必要に応じて適切な措置を講じるなど健全な水循環への配慮に努めます。

(2) 水を生かしたまちづくりの推進

- 御清水や本願清水など重要な観光資源となる湧水地や芹川水路などのまちなかの水路については、地域と連携して適切な維持管理を行い名水のまちにふさわしい水を生かした良好な景観形成を推進します。
- 真名川、清滝川、赤根川、木瓜川などの市街地を流れる河川は、関係者との連携・協力の下、河道内の樹木伐採や河床に堆積した土砂の浚渫^{*}、除草などによる河川環境の改善に取り組むなど、暮らしの中で身近に水の豊かさを感じられる親水空間として機能するよう活用し、適切な管理に努めます。
- 「本願清水イトヨの里」や水に関する学習研究施設「越前おおの水のがっこう」を活用し、水と地域との関わりの中で育まれてきた水文化の保存や継承、創出に向けた取り組みを推進します。
- 水辺空間を活用した活動を促進するため、九頭竜湖や麻那姫湖など河川の上流部では、水辺と緑が一体となった良好な景観を保全し、自然環境に親しみやすい環境づくりなどにより魅力を高め、体験型観光などを推進します。
- 市街地における貯留・涵養機能を向上させ、良好な景観形成や気温上昇の抑制、防災力の強化などにも有用とされるグリーンインフラ^{*}を積極的に取り入れ、自然環境が有する多様な機能を活用した持続可能で魅力ある地域づくりを推進します。

(3) 水の安定供給と河川や水路の水質保全

- 良質な地下水が豊富な地域特性を踏まえ、市民による直接的な地下水利用に配慮しつつ、地下水障害などのリスクを回避し、安全な飲料水を安定供給するため、水道事業を引き続き継続し、適正な運営に努めます。
- 人口減少などの社会的状況の変化に対応できる下水道事業の基盤強化や老朽化する施設の計画的な維持管理・更新を進めるとともに、公共用水域の水質保全のため、公共下水道への加入促進や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えを促進するなど、適切な汚水処理対策を推進します。

4-7 脱炭素型社会に向けたまちづくりの方針

4-7-1 現状

- 昭和52年（1977年）から令和元年（2019年）までの大野市の平均気温・最高気温・最低気温は、全国的な傾向同様に上昇傾向にあります。気温の上昇が進めば、大規模災害の発生だけでなく、水資源の不足や食料生産の減少などのリスクが高まる懸念があります。
- 市内の豊かな自然環境を将来世代に継承するため、市民や事業者と一体となって2050年（令和32年）までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにする「ゼロカーボンシティ※」の実現に挑戦しています。
- 大野市は持家率が高く、また、日常生活の移動を自家用車に依存しており、住宅や自家用車から排出されるCO₂排出量の割合が全国と比べて高くなっています。
- 平成28年（2016年）に木質バイオマス※発電所が操業を開始し、未利用間伐材の利活用や森林間伐促進による林業の振興、CO₂吸収源である森林保全という好循環が生まれています。

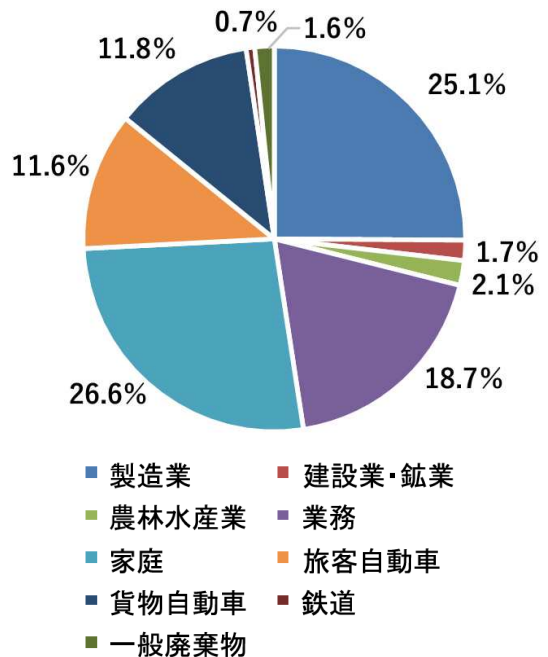
4-7-2 課題

- 都市機能の配置と公共交通ネットワークの連携や利用促進により、まちづくりによる移動などに係るエネルギー使用の削減を図る必要があります。
- 民間事業者と連携し、建物や設備の省エネ性能の向上や再生可能エネルギーの活用、次世代クリーンエネルギー自動車の普及など、エコライフを促進する必要があります。
- 公共施設や都市インフラは、更新などに合わせて脱炭素化を推進していく必要があります。
- 土地利用の誘導や都市計画制度の活用などにより、二酸化炭素の吸収源となるみどりを保全、創出する必要があります。



木質バイオマス発電所

大野市における部門別CO₂排出量割合（平成29年度）



資料：環境省「部門別CO₂排出量の現況推計」から大野市作成

4-7-3 方針

(1) 都市機能の配置と公共交通の連携・利用促進

- 地域公共交通と連携し、医療、福祉、商業などの都市機能への移動手段が確保された誰もが暮らしやすい都市構造の構築を進めます。
- 地域住民や沿線自治体、関係機関など連携し、公共交通機関の利便性の向上を推進するとともに、市民の日常的な利用促進を図ります。
- 駅やバス停、既存の駐車場から各種都市機能へアクセスする、安全・快適な歩行空間および自転車通行空間の形成を進めます。

(2) 公共施設における脱炭素化の推進

- 公共施設や避難拠点などにおいて、国土強靱化計画などと整合を図りつつ、太陽光発電や蓄電池など再生可能エネルギー利用設備の導入を推進します。
- 道路照明灯のLED化や公園などへの保水・透水性舗装の導入など、インフラの更新に併せて省エネルギー化、ヒートアイランド*対策を推進します。

(3) 都市計画による脱炭素型まちづくりの検討

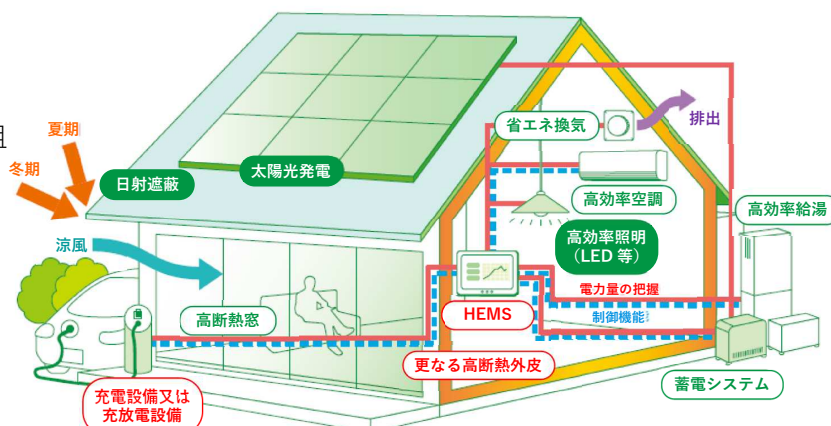
- 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの吸収源である緑地を保全するため、森林や農地の無秩序な開発を抑制し、公園などの緑化を推進します。
- 街区単位での建築物の配置の調整に合わせて緑地などのオープンスペースを確保するなど、都市計画の制度を活用した取り組みを検討します。

(4) 住宅などの脱炭素化の促進

- 住宅や事業所の建築物の断熱性能やエネルギー効率の向上、長寿命化、再生可能エネルギーの導入など、地域の住宅産業界と連携して、民間建築物の脱炭素化を促進します。
- 住宅や事業所において省エネルギー型の設備への更新や電気自動車の普及を促進します。

(5) 環境に優しい観光推進の検討

- 刈込池など自然体験型観光レクリエーションエリアの中でも良好な自然環境の保全に配慮すべき資源周辺においては、自家用車の乗り入れ規制を検討します。
- 観光客がまちなかで快適に歩ける空間を創出するため、住民や事業者の意向を踏まえた上で、七間通りや寺町通りなど主要なまちなか観光エリアへの自家用車の乗り入れ規制などを検討します。
- 環境に優しい観光および周遊滞在型観光を推進するため、サイクルツーリズム*の取り組みを充実します。



住宅の脱炭素化（イメージ）

4-8 「健幸」で住み続けられるまちづくりの方針

4-8-1 現状

- 高齢化が進む中で、多くの人が高齢になっても生活することができるバリアフリー※、ユニバーサルデザイン※のまちづくりが進められてきました。
- 主として移動制約者※の移動手段であるまちなか循環バスなど地域公共交通は、利用者の減少や運行経費の増加していることから、見直しが必要となっています。
- 県内で一番の子育てしやすいまちを目指して、子育て支援などに重点的に取り組んでいます。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大により、新しい生活様式（ニューノーマル※）が徐々に浸透してきています。
- 地域課題を解決するため、デジタル技術を活用した仕事の場の確保や教育機会の充実など、さまざまな取り組みを進めています。

4-8-2 課題

- 障がい者や高齢者、子どもなどにとって、安全で快適な空間の形成が必要です。
- 子育て世代にとって暮らしやすく、次世代を担う子どもたちが健やかに育つまちづくりが望まれています。
- 高齢者や運転免許自主返納者など移動制約者のニーズを把握し、誰もが気軽に外出できるよう地域の実情に応じた移動手段を確保する必要があります。
- ニューノーマルへの対応のほか、地方創生や人口減少対策といった地域課題を解決するため、デジタル技術を活用した取り組みを推し進める必要があります。

4-8-3 方針

(1) 子育てしやすいまちづくりの推進

- 乳幼児や子ども連れでも利用しやすい公共施設の整備を進めるとともに、事業者に対して子育て世代が利用しやすい施設づくりを促進します。
- ゆとりのある駐車マスやバス待ちしやすい停車場施設、段差の低いバス車両、歩道の段差解消など、小さな子ども連れでも移動しやすいまちづくりに取り組みます。
- 奥越ふれあい公園は、子どもが安心して遊べる公園づくりを進めるとともに、子育て世代からの新たなニーズに柔軟に対応できるよう検討します。
- 街区公園*の一層の利活用と合わせ、まちなかの貴重なオープンスペースである空き地を暫定的に子どもの遊び場などとして柔軟に活用できるよう検討します。
- 空き家を活用した子育て世代の住まいづくりや、多世代近居や同居の暮らしづくりを支援します。

(2) 全ての人の「健幸」を支える安全で快適な都市空間の形成

- 公共空間の環境や交通、住宅、医療、福祉など生活に深くかかわる分野において、全ての人が利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立ったまちづくりを推進します。
- 市民や観光客が散策したくなる「居心地が良く歩きたくなるまちなか」づくりや、安全で快適にサイクリングを楽しむことができる自転車利用環境の整備を推進します。



子育て支援センター

(3) 移動制約者が歩いて暮らせる環境づくり

- 市街地ゾーンでは、暮らしに必要な機能の維持・集積と公共交通の利便性の向上、安全な歩行空間の確保などにより、コンパクトな市街地づくりを推進します。
- 田園ゾーンおよび森林ゾーンでは、地域生活拠点において身近な生活サービス機能の充実を図るとともに、周辺集落や市街地ゾーンとの移動手段を確保するなど、住み続けられる環境づくりを推進します。

(4) 多様な主体の参画と連携による移動手段の確保

- 担い手不足の進行と厳しい財政状況が続くことが予想される中でも、市民生活や健康、交通、観光、環境などさまざまなまちづくり施策との連携や最新技術の導入の検討などにより、持続可能な移動の仕組みの実現に向けて取り組みます。

(5) 未来技術でニューノーマルに対応するまちづくり

- 先端的なデジタル技術を生かして、人口減少や少子高齢化の下で豊かな生活、多様な暮らし方・働き方を支えるまちづくりを実現するための検討を進めます。
- 人々に受け継がれている助け合いや支え合いによる「人と人」や「人と地域」のつながりを、地域課題の解決に向けて足りないところをデジタル技術で補うことにより、社会情勢の変化に対応できるまちづくりを進めます。



乗合タクシー

